

評価分野別施策実施状況一覧表

(調査品目数)

分野 状況	添加物	農業										動物用医薬品				化学物質・汚染物質			容器・包装	微生物・ウイルス	フリオ	かび毒・自然毒	遺伝子組換え食品等	新開発食品			肥料・飼料等	その他	計
		残留基準関係										残留基準				合計	清涼飲料水関係(a)	その他(b)						合計	特定保健用食品(a)	その他(b)			
		合計	ポジティブリスト関係(a)	新規登録、適用拡大等(b)	農作物以外の農産物の基準設定(c)	清涼飲料水関係(d)	a+b	a+c	b+c	a+b+c	左記以外(注2)	合計	ポジティブリスト関係(a)	薬事法関係(b)	その他(c)														
リスク管理措置を講じたもの(A)	11 (10)	67 (66)	31 (31)	23 (23)	1 (1)	4 (4)	3 (3)	5 (4)			14 (10)	9 (9)	4 (1)	1 (1)				2	1	4		17				2 (1)		118 (87)	
一部措置済み(A')											1 (1)	1 (1)							2 (2)								2 (2)	5 (5)	
審議会等から各申(B)		14 (8)	1 (1)	9 (4)			2 (2)	1 (1)	1 (1)		2 (2)	1 (1)	1 (1)									1 (1)	1 (1)					17 (11)	
消費者庁との協議を終了(C)		7 (2)	2 (2)	3		2					2 (2)	2 (2)														1 (1)		10 (5)	
消費者庁と協議中(D)		3 (2)	1 (1)	1		1 (1)																						3 (2)	
審議会等において審議中(E)	1	5 (2)	1 (1)	2 (1)		1				1	5 (5)	4 (4)	1 (1)		35 (30)	35 (30)				2 (2)			1 (1)	1 (1)		1 (1)		50 (41)	
審議会等の準備中(F)	1 (1)	12 (7)	3 (2)	4 (2)	1 (1)		1 (1)		1	2 (1)	4 (3)	3 (3)		1	2	2									1		20 (11)		
その他(G)		2 (2)	1 (1)				1 (1)				10 (9)	9 (8)		1 (1)						2 (2)					2	2 (2)	18 (15)		
計	13 (11)	110 (89)	40 (39)	42 (30)	2 (2)	8 (5)	7 (7)	6 (4)	2 (1)	3 (1)	38 (32)	19 (19)	16 (12)	3 (1)	37 (30)	37 (30)		2	3 (2)	4	4 (4)	17	2 (2)	2 (2)		7 (3)	4 (4)	241 (177)	

(平成25年3月31日現在)

注 1:カッコ内は、前回調査からの継続案件の数。(外数)  
 2:農業の「左記以外」について、Eはa~cのいずれも該当しないもの、Fはa~cのいずれも該当しないもの及びa+b+dのもの。  
 3:動物用医薬品の「左記以外」のA、Gはa~cのいずれも該当しないもの、Fはa+b。

評価分野別施策実施状況一覧表（各品目の措置状況の動き）

（調査品目数）

分野 状況	添加物				農薬				動物用医薬品				化学物質・汚染物質				かび毒・自然毒				新開発食品				肥料・飼料等											
	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数							
リスク管理措置を講じたもの(A)	1			10	11	1			66	67	4			10	14				0					0					0				1		1	2
一部措置済み(A')					0				0	1				1					0					0					0				0			
審議会等から告申(B)	2		-2		0	10	6	-10	8	14	2		-1	1	2				0					0					1	1				0		
消費者庁との協議を終了(C)	6		-6		0	58	5	-57	1	7	10		-8		2				0					0				0	2		-1			1		
消費者庁と協議中(D)					0		1		2	3				0					0					0										0		
審議会等において審議中(E)	2	1	-2		1	10	3	-9	1	5	5		-1	1	5	30	5		35	2			2	2	2			-1		1	1			1		
審議会等の準備中(F)	1				1	9	5	-2		12	4	1	-1		4	2			2				0						0		1			1		
その他(G)	0				0	2				2	10	1	-1		10				0	2			2					0		2			2			
計	11	2	-10	10	13	89	21	-78	78	110	32	6	-12	12	38	30	7	0	0	37	4	0	0	0	4	2	0	-1	1	2	3	4	-1	1	7	

（調査品目数）

分野 状況	容器・器具				微生物・ウイルス				プリオン				遺伝子組換え				その他				計											
	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新増品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数			
リスク管理措置を講じたもの(A)	2				2	1			1	4			4	17				17					0		31			87	118			
一部措置済み(A')					0	2			2				0					0	2				2									5
審議会等から告申(B)					0				0				0					0					0	14	6	-13	10			17		
消費者庁との協議を終了(C)					0				0				0					0					0	76	5	-72	1			10		
消費者庁と協議中(D)					0				0				0					0					0	0	1	0	2			3		
審議会等において審議中(E)					0				0				0					0					0	52	9	-13	2			50		
審議会等の準備中(F)					0				0				0					0					0	14	9	-3	0			20		
その他(G)					0				0				0	2				2					2	16	3	-1	0			18		
計	0	2	0	0	2	2	1	0	0	3	0	4	0	0	4	0	17	0	0	17	4	0	0	0	4	172	64	-102	102	241		

(平成25年3月31日現在)

過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目の増減

(調査品目数)

区分 状況	農薬				動物用医薬品				化学物質・汚染物質				かび毒・自然毒				肥料・飼料等				③今回の調査での滞留品目数 計
	前回調査の滞留品目数	①進捗した品目数(減少数)	②新たな滞留品目数(増加数)	③今回の調査での滞留品目数																	
審議会等から答申(B)					1			1													1
消費者庁との協議を終了(C)					1		1	2										1	1		3
消費者庁と協議中(D)																					
審議会等において審議中(E)	2	-1 (E→D)		1	4			4	29		1	30	2			2	1			1	38
審議会等の準備中(F)	7	-1 (F→D)	1	7	3			3													10
その他(G)	2			2	10	-1 (G→A)	1	10					2			2					14
計	11	-2	1	10	19	-1	2	20	29		1	30	4			4	1		1	2	66

(平成25年3月31日現在)

注: 上段: 品目数  
下段: 移行内容

## 講じられたリスク管理措置の内容

今回の調査対象 241 品目のうち、平成 24 年 4 月 1 日から 24 年 9 月 30 日の間にリスク管理措置が講じられたもの 118 品目のリスク管理措置の内容は、以下のとおり。

※品目名に続く（ ）は、評価結果の概略である。

### 1 添加物

今回新たに調査対象となった 2 品目及び前回までの調査で具体的な管理措置が講じられていなかった 11 品目のうち、11 品目について具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法の規格基準を改正し、添加物として指定するとともに、着香の目的以外で使用してはならないとの使用基準を設定したもの〔5 品目〕
  - ・ trans-2-ペンテナール （食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
  - ・ trans-2-メチル-2-ブテナール  
（食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
  - ・ (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物  
（食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
  - ・ 2-エチル-6-メチルピラジン  
（食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
  - ・ トリメチルアミン （食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
- 食品衛生法の規格基準を改正し、添加物として指定するとともに、使用対象を限定したもの〔4 品目〕
  - ・ アゾキシストロピン （一日摂取許容量（ADI）を設定）  
対象食品：かんきつ類(みかんを除く。)に限る
  - ・ サッカリンカルシウム （一日摂取許容量（ADI）を設定）  
対象食品：アイスクリーム類等に限る
  - ・ 亜塩素酸水(平成 20 年 6 月 19 日府食第 677 号) （一日摂取許容量（ADI）を設定）
  - ・ 亜塩素酸水(平成 24 年 7 月 9 日府食第 652 号)<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 平成 20 年 6 月 19 日府食第 677 号の付帯事項で「臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性に

対象食品：精米等に限る

- 食品衛生法の規格基準を改正し、使用基準を設定せずに添加物として指定したもの  
〔1品目〕
  - ・ リン酸一水素マグネシウム (添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。)
  
- 食品衛生法の規格基準を改正し、使用基準を改正し添加物として指定したもの  
〔1品目〕
  - ・ サッカリンナトリウム (一日摂取許容量(ADI)を設定)

## 2 農薬

今回新たに調査対象となった21品目及び前回までの調査で具体的な管理措置が講じられていなかった89品目のうち、67品目について具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法の規格基準を改正し、食品中の残留基準を改正したもの  
〔43品目〕

なお、薬事・食品衛生審議会において試算された、各品目に係る残留基準設定後の摂取量<sup>\*</sup>の対ADI比は、以下のとおり。

(摂取量<sup>\*</sup>：理論最大摂取量(TMDI)又は推定摂取量(EDI))

・ テブフロキン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	4.6%~8.1%	(TMDI)
・ サルフエナシル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	12.1%~25.7%	(TMDI)
・ フラメトピル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	23.0%~52.6%	(TMDI)
・ ジメタメトリン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	4.9%~9.1%	(TMDI)
・ フルチアニル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	0.0%~0.0%	(TMDI)
・ メタゾスルフロン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	0.5%~1.1%	(TMDI)

---

について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること」とされていたことから、この報告を受けての評価結果を、平成24年7月9日府食第652号として通知したもの。(「提案された製造基準が遵守されれば、臭素酸の生成量を水道水基準以下に抑えることが可能であると考えられた」との評価結果を通知。)

・ アバメクチン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	28.5%~60.5%	(EDI)
・ シメコナゾール	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	22.8%~52.6%	(TMDI)
・ シラフルオフェン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	24.8%~62.0%	(TMDI)
・ ピラフルフェンエチル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	0.2%~0.5%	(TMDI)
・ レピメクチン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	6.1%~14.1%	(TMDI)
・ エスプロカルブ	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	5.0%~9.3%	(TMDI)
・ チアトキサム	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	26.8%~59.4%	(EDI)
・ テブフロキン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	3.4%~8.1%	(TMDI)
・ ビキサフェン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	12.4%~26.3%	(TMDI)
・ フルトリアホール	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	25.3%~70.6%	(TMDI)
・ アゾキシストロピン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	30.0%~74.8%	(TMDI)
・ アセキノシル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	18.8%~40.0%	(TMDI)
・ シエノピラフェン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	12.6%~29.1%	(TMDI)
・ クロラントラニリプロール	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	14.1%~31.1%	(TMDI)
・ オキサリニック酸	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	23.6%~41.5%	(TMDI)
・ ピリダベン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	24.8%~72.6%	(EDI)
・ ピリダリル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	29.4%~61.2%	(TMDI)
・ メタラキシル及びメフェノキサム	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	29.5%~68.3%	(TMDI)
・ アルドキシカルブ	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	23.8%~60.8%	(EDI)
・ アルジカルブ	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	23.8%~60.8%	(EDI)
・ シアゾファミド	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	9.4%~22.7%	(TMDI)
・ シエノピラフェン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	11.8%~26.5%	(TMDI)
・ シフルフェナミド	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	29.4%~61.2%	(TMDI)
・ スピロテトラマト	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	15.4%~39.0%	(TMDI)
・ ミクロブタニル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	29.3%~67.3%	(EDI)
・ ブタクロール	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	5.9%~11.6%	(TMDI)
・ クロルフェナピル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	17.8%~42.9%	(EDI)
・ テブコナゾール	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	19.4%~39.8%	(EDI)
・ メトキシフェノジド	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	34.7%~78.1%	(TMDI)
・ 1-ナフタレン酢酸	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	0.8%~2.3%	(TMDI)
・ ベンフルラリン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	0.1%~0.2%	(TMDI)
・ フェンチオン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	23.8%~58.6%	(EDI)
・ ジチアノン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	19.1%~63.4%	(EDI)
・ チジアズロン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	1.2%~2.8%	(TMDI)
・ ヘキサジノン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	16.7%~77.3%	(EDI)
・ プリミスルフロンメチル	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	0.0%~0.0%	(TMDI)
・ カルボキシシ	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	8.9%~29.1%	(TMDI)

- 食品衛生法の規格基準を改正し、食品中の残留基準を削除したもの（一律基準で規制（0.01ppm））

〔1品目〕

- ・ **TCMTB** (一日摂取許容量(ADI)を設定)

- 食品衛生法の規格基準を改正したもの（暫定基準値を削除し、一律基準で規制（0.01ppm））

〔22品目〕

- ・ **アザフェニジン** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **アリドクロール** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **イサゾホス** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **エチオフエンカルブ** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **エトリムホス** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **クロプロップ** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **クロルフェンゾン** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **シノスルフロン** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ジクロン** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ジメピペレート** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **テレフタル酸銅** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **トリクラミド** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ナプロアニリド** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ハルフェンプロックス** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ピペロホス** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ピリフェノックス** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **プロモクロロメタン** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **プロパホス** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **ヘキサフルムロン** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **2,6-ジフルオロ安息香酸** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド** (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ **XMC** (食安法第11条第1項第2号に該当)

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律における飼料の成分規格（省令）を改正し、残留基準を設定したもの

〔1品目〕

- ・ **イミダクロプリド** (一日摂取許容量(ADI)を設定)

### 3 動物用医薬品

今回新たに調査対象となった6品目及び前回までの調査で具体的な管理措置が講じられていなかった32品目のうち、14品目について具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品規格（残留基準）を設定しないこととされたもの〔2品目〕
  - ・ **ラクトフェリン**  
(適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる)
  - ・ **鶏大腸菌症生ワクチン**  
(適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる)
  
- 食品衛生法の規格基準を改正し、暫定基準値を削除したもの（一律基準で規制(0.01ppm)）〔1品目〕
  - ・ **パルベンダゾール** (食安法第11条第1項第2号に該当)
  
- 食品衛生法の規格基準を改正し、暫定基準値を削除し不検出としたもの〔2品目〕
  - ・ **ナリジクス酸** (食安法第11条第1項第2号に該当)
  - ・ **セデカマイシン** (一日摂取許容量(ADI)を設定)
  
- 薬事法第14条第1項に基づく製造販売が承認されたもの〔3品目〕
  - ・ **鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL)**  
(適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる)
  - ・ **ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック)**  
(適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる)
  - ・ **ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)**

(適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。)

○ 食品衛生法の規格基準を改正し、食品中の残留基準が設定されたもの  
〔6品目〕

薬事・食品衛生審議会において試算された、各品目に係る残留基準設定後の摂取量\*の対ADI比は、以下のとおり。(摂取量\*：推定摂取量(EDI))

・ アバメクチン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	28.5%~60.5%	(EDI)
・ オキシリニック酸	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	23.6%~41.5%	(TMDI)
・ セファロニウム	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	13.0%~46.5%	(TMDI)
・ カルプロフェン	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	3.6%~6.0%	(TMDI)
・ チアンフェニコール	(一日摂取許容量(ADI)を設定)	1.7%~6.6%	(TMDI)
・ ベンジルペニシリン	(一日摂取量を30 $\mu$ g/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとして評価を変更する必要はない)	17.8%~45.6%	(TMDI)

## 4 プリオン

今回新たに調査対象となった4品目について、管理措置が講じられていた。

○ 厚生労働省及び農林水産省

評価対象となった国から我が国に輸入される牛肉等が「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できる」と評価されていることから、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。

(評価の概要)

ホンジュラス及びノルウェーから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。

## 5 遺伝子組換え食品等

今回新たに調査対象となった17品目全てについて、具体的な管理措置が講じられていた。

## 〈遺伝子組換え食品〉

- 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたもの〔7品目〕
  - ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(スイートコーン)  
(ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  - ・ アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統 (食品)  
(ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  - ・ 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統 (食品)  
(ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  - ・ チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(食品) (ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  - ・ チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統(食品) (ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  - ・ 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ(DP-356043-5)(食品)  
(ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  - ・ 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(食品)  
(ヒトの健康を損なうおそれはないと判断)
  
- 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、申請があった食品添加物が組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなされたもの〔5品目〕
  - ・ LU11439 株を利用して生産されたリボフラビン  
(安全性評価は必要ないと判断)
  - ・ GLU-No.5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム  
(安全性評価は必要ないと判断)
  - ・ pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ  
(安全性評価は必要ないと判断)
  - ・ pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ  
(安全性評価は必要ないと判断)
  - ・ PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン  
(安全性評価は必要ないと判断)

## 〈遺伝子組換え飼料〉

- 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」に基づく「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査の手続を定める件」に基づき、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたもの〔5品目〕
  - ・ **アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統（飼料）**  
（改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断）
  - ・ **除草剤グルホシネート及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統（飼料）**  
（改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断）
  - ・ **チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統（飼料）**  
（改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断）
  - ・ **チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統（飼料）**  
（改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断）
  - ・ **低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統（飼料）**  
（改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断）

## 6 肥料・飼料等

今回新たに調査対象となった4品目及び前回までの調査で具体的な管理措置が講じられていなかった3品目のうち、2品目について具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法の規格基準を改正し、暫定基準値を削除し不検出としたもの〔1品目〕
  - ・ **セデカマイシン**（一日摂取許容量（ADI）を設定）

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続することとしたもの

〔1品目〕

- ・ 飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌(ノシヘプタイド)

(ノシヘプタノイドを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度といえる。)

## 7 器具・容器包装

今回新たに調査対象となった2品目全てについて、具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法の規格基準を設定・改正したもの

〔2品目〕

- ・ 食器用器具又は容器包装に再生紙を使用することに  
関する規格基準の設定 (食安法第11条第1項第2号に該当)
- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製品の販売用容器包装に係る規格の改正 (食安法第11条第1項第2号に該当)

## 8 微生物・ウイルス

今回新たに調査対象となった1品目及び前回までの調査で具体的な管理措置が講じられていなかった2品目のうち、1品目について具体的な管理措置が講じられていた。

- 食品衛生法の規格基準を改正したもの

〔1品目〕

- ・ 牛肝臓の生食 (食安法第11条第1項第2号に該当)

### 参考資料3

平成24年3月31日以前に評価結果を通知した品目で、過去1年間(平成24年4月1日～平成25年3月31日)においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの

- ・網掛け品目  
「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における 重点的確認事項等について (以下「重点事項」という。) 2  
 (1)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている」  
 (2)「暴露状況に関して不確実な要素がある」  
 の双方に該当し、かつ、  
 重点事項 3  
 ○ 評価結果通知後3年超の品目(遺伝毒性・発がん物質等は1年超の品目)  
 に該当するもの  
 (今回はいずれもヒアリングの対象とする。)

**(注)**

・「③」欄

「△」 重点事項2(1) 評価結果が現状より厳しいリスク管理措置を求めているかどうかを確認できないもの

「※」 遺伝毒性・発がん性がある、又は遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの

・「⑤」欄 (摂取量調査の記述)

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

ただし、クロルピリホス等は「平成21年度～22年度 食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」(平成25年4月公表)による

#### (1) 農薬

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳 しい管理措 置を求め る評価結 果となっ ているもの(ADI 等を比較)	④国内登録	曝露状況 (⑤摂取量調査)	
				実施	検出された 農薬等の推計 (対ADI比)(%)
クロルピリホス 【第15回調査においてヒアリングを実施(H24.6)】	平成19年3月 平成22年11月	○	○	○	4.97 (H22)
メタミドホス	平成20年5月			○	2.50 (H18)
ベンダイオカルブ	平成21年8月	○	失効(平成 14年4月)	○	
キザロホップエチル	平成21年10月		○	○	
アセフェート	平成22年7月		○	○	0.66 (H18)
アセタミプリド	平成23年6月		○	○	0.27 (H18)
MCPA	平成23年6月		○	○	
クロチアニジン (今回新たに対象)	平成24年3月		○	○	0.08 (H19)

## (2) 動物用医薬品

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっているもの(ADI 等を比較)	④国内 登録	曝露状況 (⑤摂取量調査)	
				実施	検出された 農薬等の推計 (対ADI比)(%)
カナマイシン 【第15回調査においてヒアリングを実施(H24.6)】	平成19年5月	△	○		
フロルフェニコール	平成19年8月		○	○	
プロチゾラム 【第15回調査においてヒアリングを実施(H24.6)】	平成20年3月	△	○	○	
クレンプテロール	平成21年6月		○	○	
オラキンドックス	平成21年10月	○ ※		○	
ピペラジン	平成21年10月		○		
フルベンダゾール	平成22年1月		○	○	
レバミゾール	平成22年3月		○	○	
クロルスロン 【第15回調査においてヒアリングを実施(H24.6)】	平成22年7月	○ ※			
アビラマイシン (今回新たに追加)	平成23年6月		○	○	0.27 (H19)
アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシン10%) (今回新たに追加)	平成23年11月		○		

・ A D I 設定は終了しているが、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討することとされており、当該評価が終了次第、リスク管理措置が行われることとなっている品目

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっ ているもの(ADI 等を比較)	④国内 登録	曝露状況 (⑤摂取量調査)	
				実施	検出された 農薬等の推計 (対ADI比)(%)
オフロキサシンを有効成分とする 鶏の飲水添加剤(オキサリジン 液)	平成17年11月		○	○ (オフロキサ シン:H21)	
セフトロフルを有効成分とする牛 及び豚の注射剤(エクセル注)	平成19年1月		○		
フロルフェニコールを有効成分と する牛の注射剤(ニューフロール)	平成19年8月		○	○ (フロルフェ ニコール: H21)	
チアンフェニコールを有効成分と する牛及び豚の注射剤(ネオマイ ゾン注射液及びバジット注射液)	平成19年10月		○	○ (チアンフェ ニコール:H H21)	
塩酸ピルリマイシンを有効成分と する乳房注入剤(ピルスー)	平成20年5月				
硫酸セフキノムを有効成分とする 牛の注射剤(コバクタン/セファ ガード)	平成20年12月		○		
セフトロフルを有効成分とする牛 及び豚の注射液(エクセル注)	平成22年2月		○		
ホスホマイシンナトリウムを有効成 分とする牛の注射剤(動物用ホス ミンS(静注用))	平成22年4月		○		

(3) 肥料・飼料等(飼料添加物)

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい 管理措置を求め る評価結果となっ ているもの(ADI 等を比較)	④国内 登録	曝露状況 (⑤摂取量調査)	
				実施	検出された 農薬等の推 計 (対ADI比)(%)
オラキンドックス 【動物用医薬品の再掲】	平成21年10月	○ ※		○	
アビラマイシン 【動物用医薬品の再掲】 (今回新たに追加)	平成23年6月		○	○	0.27 (H19)

#### (4) 化学物質・汚染物質

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳 しい管理措置 を求める評価 結果となっ ているもの (ADI等を 比較)	曝露状況 (④摂取量調査)	
			実施	検出された 農業等の 推計 (対ADI比)(%)
塩素(残留塩素)(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
抱水クロラール(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
塩素酸(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス 1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
1,4-ジオキサン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
四塩化炭素(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成19年3月	○		
1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年4月	○		
1,1,2-トリクロロエタン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年4月	○		
亜塩素酸(清涼飲料水)【第15回調査 においてヒアリングを実施(H24.6)】	平成20年6月	○		
二酸化塩素(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年6月	○		
カドミウム(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年9月	○		
メチル-t-ブチルエーテル(清涼飲料 水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年4月	○		

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳 しい管理措置 を求める評価 結果となっ ているもの  (ADI等を 比較)	曝露状況 (④摂取量調査)	
			実施	検出された 農薬等の 推計 (対ADI比) (%)
ホルムアルデヒド(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年4月	○		
銅(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年4月	○		
トルエン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○		
テトラクロロエチレン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○		
ジクロロメタン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○		
トリクロロエチレン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○ ※		
臭素酸(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○ ※		
1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○ ※		
ベンゼン(清涼飲料水) 【第15回調査においてヒアリングを実施 (H24.6)】	平成20年11月	○ ※		
総トリハロメタン(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
ブロモホルム(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
クロロホルム(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
シアン(清涼飲料水)	平成22年10月	○		
ウラン(清涼飲料水) (今回新たに対象)	平成24年1月	○ ※		

(5)かび毒・自然毒

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっているもの(ADI 等を比較)	曝露状況 (④摂取量調査)	
			実施	検出された農薬等の推計 (対ADI比)(%)
デオキシニバレノール	平成22年11月	△		
ニバレノール	平成22年11月	△ ※		

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査 対象品目一覧

第18回(平成25年3月末現在)調査分

## 1 添加物

- ・ピリメタニル
- ・亜塩素酸水
- ・trans-2-ペンテナール
- ・サッカリンナトリウム
- ・アゾキシストロビン
- ・リン酸一水素マグネシウム
- ・イソプロパノール
- ・trans-2-メチル-2-ブテナール
- ・(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
- ・サッカリンカルシウム
- ・2-エチル-6-メチルピラジン
- ・トリメチルアミン
- ・亜塩素酸水

## 2 農薬

- ・スピロジクロフェン
- ・プロスルホカルブ
- ・ペンチオピラド
- ・ホスメット
- ・ミルベメクチン
- ・クロマフェノジド
- ・スピロメシフェン
- ・エトフメセート
- ・ピリメタニル
- ・フェンピラザミン
- ・アミスルプロム
- ・サフルフェナシル
- ・シアゾファミド
- ・スピネトラム
- ・テブフロキン
- ・ベンディメタリン
- ・ボスカリド
- ・エタボキサム
- ・シプロジニル

- ・ホスメット
- ・ベンディメタリン
- ・フェントエート
- ・サフルフェナシル
- ・フラメピル
- ・ジメタメトリン
- ・トリフルラリン
- ・フルチアニル
- ・メタゾスルフロム
- ・アバメクチン
- ・シメコナゾール
- ・シラフルオフェン
- ・ピラフルフェンエチル
- ・メタフルミゾン
- ・レビメクチン
- ・エスプロカルブ
- ・ノバルロン
- ・フェリムゾン
- ・アザフェニジン
- ・アリドクロール
- ・イサノホス
- ・エチオフェンカルブ
- ・エトリムホス
- ・クレソキシムメチル
- ・クロチアニジン
- ・クロプロップ
- ・クロルフェンゾン
- ・シノスルフロム
- ・ジクロム
- ・ジメビベレート
- ・チアトキサム
- ・テブフロキン
- ・テレフタル酸銅
- ・トリクラミド
- ・ナプロアニリド
- ・ハルフェンブロックス

- ・ピキサフェン
- ・ピペロホス
- ・ピリフェノックス
- ・フルトリアホール
- ・プロモクロロメタン
- ・プロバホス
- ・ヘキサフルムロン
- ・2,6-ジフルオロ安息香酸
- ・N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド
- ・XMC
- ・アゾキシストロピン
- ・アセキノシル
- ・シエノピラフェン
- ・シフルメトフェン
- ・フェンブコナゾール
- ・グルホシネート
- ・クロールピリホス
- ・アセタミプリド
- ・クロラントラニリプロール
- ・MCPA
- ・オキシリニック酸
- ・ピリダベン
- ・ピリダリル
- ・メタラキシル及びメフェノキサム
- ・アルドキシカルブ
- ・アルジカルブ
- ・シアゾファミド
- ・シエノピラフェン
- ・シフルフェナミド
- ・スピロテトラマト
- ・ミクロブタニル
- ・アラクロール
- ・ブタクロール
- ・クロールフェナビル
- ・テブコナゾール
- ・メキシフェノジド
- ・1-ナフタレン酢酸
- ・ベンフルラリン
- ・クロールピリホス
- ・フェンチオン
- ・ジチアノン

- ・アセフェート
- ・ノルフルラゾン
- ・TCMTB
- ・イミダクロプリド
- ・キザロホップエチル
- ・チジアズロン
- ・塩酸ホルメタネート
- ・ベンダイオカルブ
- ・ヘキサジノン
- ・プリミスルフロメチル
- ・メタミドホス
- ・カルボキシシン
- ・フルリドン
- ・クロールピリホス

### 3 動物用医薬品

- ・ラクトフェリン
- ・ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック)
- ・タイロシン
- ・リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンブレミックス「A」2%、同10%、同20%)
- ・鶏大腸菌症生ワクチン
- ・鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクトCBL)
- ・アセトアミノフェン
- ・アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシン10%)
- ・フルニキシシン
- ・アバメクチン
- ・ナリジクス酸
- ・バルベンダゾール
- ・アピラマイシン
- ・オキシリニック酸
- ・セデカマイシン
- ・セファロニウム
- ・ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)
- ・クロールロン
- ・ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))
- ・オラキンドックス
- ・ピペラジン
- ・フルベンダゾール
- ・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)

- ・レバミゾール
- ・クレンブテロール
- ・カルプロフェン
- ・硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)
- ・塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)
- ・チアンフェニコール
- ・チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)
- ・プロチゾラム
- ・フロルフェニコール
- ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)
- ・カナマイシン
- ・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)
- ・ベンジルペニシリン
- ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)
- ・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)

#### 4 化学物質・汚染物質

- ・クロロ酢酸(清涼飲料水)
- ・トリクロロ酢酸(清涼飲料水)
- ・水銀(清涼飲料水)
- ・ニッケル(清涼飲料水)
- ・ほう素(清涼飲料水)
- ・アンチモン(清涼飲料水)
- ・マンガン(清涼飲料水)
- ・ウラン(清涼飲料水)
- ・シアン(清涼飲料水)
- ・クロホルム(清涼飲料水)
- ・プロモジクロロメタン(清涼飲料水)
- ・ジプロモクロロメタン(清涼飲料水)
- ・プロモホルム(清涼飲料水)
- ・総トリハロメタン(清涼飲料水)
- ・ベンゼン(清涼飲料水)
- ・1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水)
- ・臭素酸(清涼飲料水)

- ・トリクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・ジクロロメタン(清涼飲料水)
- ・テトラクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・トルエン(清涼飲料水)
- ・銅(清涼飲料水)
- ・ホルムアルデヒド(清涼飲料水)
- ・メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)
- ・1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水)
- ・1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水)
- ・亜塩素酸(清涼飲料水)
- ・二酸化塩素(清涼飲料水)
- ・カドミウム(清涼飲料水)
- ・四塩化炭素(清涼飲料水)
- ・1, 4-ジオキサン(清涼飲料水)
- ・1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・塩素酸(清涼飲料水)
- ・ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)
- ・抱水クロラール(清涼飲料水)
- ・塩素(残留塩素)(清涼飲料水)

#### 5 器具・容器包装

- ・食品用器具又は容器包装に再生紙を使用することに関する規格基準の設定
- ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製品の販売用容器包装に係る規格の改正

#### 6 微生物・ウイルス

- ・牛肝臓の生食に係る食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- ・鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの食品健康影響評価(厚生労働省)
- ・鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの食品健康影響評価(農林水産省)

#### 7 プリオン

- ・我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価(ノルウェー 厚生労働省)
- ・我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価(ノルウェー 農林水産省)
- ・我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価(ホンジュラス 厚生労働省)

我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価(ホンジュラス 農林水産省)

## 8 かび毒・自然毒

- ・デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省)
- ・ニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省)
- ・デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省)
- ・ニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省)

## 9 遺伝子組換え食品等

- ・LU11439株を利用して生産されたりボフラビン  
チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(スイートコーン)  
アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統(食品)  
アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統(飼料)  
除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統(食品)  
除草剤グルホシネート及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統(飼料)  
・チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B系統(食品)  
・チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B系統(飼料)  
・チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統(食品)  
・チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統(飼料)  
・除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ(DP-356043-5)(食品)  
・GLU-No.5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム  
低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統(食品)  
低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統(飼料)  
・pLPL株を利用して生産されたホスホリパーゼ  
・pPDN株を利用して生産されたホスホリパーゼ  
・PHE1213株を利用して生産されたL-フェニルアラニン

## 10 新開発食品

- ・大人ダカラ
- ・まめちから 大豆ペプチドしょうゆ

## 11 肥料・飼料等

- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質等に係る規定の改正(リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを除く))
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質等に係る規定の改正(リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム))
- 飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌(ノシヘブタイド)
- ・タイロシン
- ・アピラマイシン
- ・セデカマイシン
- ・オラキンドックス

## 12 その他

- ・こんにやくゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について
- ・食品に含まれるトランス脂肪酸(厚生労働省)
- ・食品に含まれるトランス脂肪酸(農林水産省)
- ・食品に含まれるトランス脂肪酸(消費者庁)